

旭川医科大学学章及びブランドマーク取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和元年8月7日学長裁定)

旭川医科大学学章及びブランドマーク取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学学章及びブランドマーク取扱要項（平成24年9月4日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1～第7（略） （事務） 第8 学章等の使用に関する事務は、総務部 <u>総務課</u> において処理する。</p> <p>第9 （略） <u>附 則</u> <u>この要項は、令和元年8月7日から実施し、改正後の第8の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1～第7（略） （事務） 第8 学章等の使用に関する事務は、総務部 <u>企画広報評価課</u> において処理する。</p> <p>第9 （略）</p>